

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	(仮称) 新宿区父子家庭手当システムの開発について
--------	---------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

- ◇第11条第2項第5号（目的外利用）
- ◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課： 子ども家庭部 子どもサービス課 育成支援係）

## 事業の概要

事業名	(仮称) 新宿区父子家庭手当
担当課	子ども家庭部子どもサービス課育成支援係
目的	父子家庭への経済的支援による生活安定及び児童の健全育成
対象者	区内在住の父子家庭の父（所得要件あり）
事業内容	<p>母子家庭にのみ対象となっている児童扶養手当(国制度)と同基準の手当を、平成22年1月より父子家庭等にも新たに支給する。</p> <p>*支給までの流れ：</p> <p>①給付対象者を抽出し、リストを作成する</p> <p>②リストを基に対象者に通知を郵送する</p> <p>③新規対象者については、区報・ホームページでの周知に加え、庁内や特別出張所でのポスター掲示など幅広い周知を行う</p> <p>④提出された申請書の内容に基づき、書類審査を行う</p> <p>⑤新宿区父子家庭システムに入力する</p> <p>⑥システム処理された対象者に、支給決定（又は不決定）通知を郵送する</p> <p>⑦手当は、4月・8月・12月に所定の口座に振り込む</p> <p>*対象者：父子家庭 約125世帯（所得制限内の世帯及び新規世帯）</p> <p>※（仮称）新宿区父子家庭手当の概要については別紙</p>

## 【別紙】 (仮称) 新宿区父子家庭手当概要

### 【受給資格】

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(児童が中度以上の障害を有するときは20歳未満の児童)を監護・養育している父に支給。

- イ 父母が離婚した児童
- ロ 母が死亡した児童
- ハ 母が重度の障害(身体障害者手帳1～2級程度)を有する児童
- ニ 航空機・船舶事故等で父の生死が不明である児童
- ホ 母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ヘ 母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ト 父の婚姻によらないで生まれた児童(母の扶養がある場合を除く)

### 【所得制限】

請求者及び扶養義務者(同居所に住む親族等)の平成20年中の所得が下表の限度額以上のときは、手当の全部(または一部)は支給されない。

※限度額表(平成22年1月から平成22年6月までの申請時に適用。)			
扶 養 親族数	本人(請求者)		配偶者・扶養義務者および 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
	所得額	所得額	所得額
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
以 降 1人増	380,000円の 加算	380,000円の 加算	380,000円の 加算

### 【支給月額】

全部支給のとき 41,720円

一部支給のとき 所得により41,710円～9,850円(計算式により決定)

※児童が2人以上の場合は、第2子は5,000円の加算を、第3子以降は1人につき3,000円の加算を行う。

### 【支払方法】

- ・手当は、認定請求のあった月の翌月から支給要件に該当しなくなった月まで支給される。
- ・手当は毎年、次の月の15日頃、指定の口座へ振り込む。  
4月(12、1、2、3月分)、8月(4、5、6、7月分)、12月(8、9、10、11月分)

※ 「新宿区父子家庭手当」の所得制限額、支給月額、支払方法等の基準は、児童扶養手当(国制度)に準拠する

## 件名 (仮称) 新宿区父子家庭手当の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	子どもサービス課	利用課	子どもサービス課
登録業務の名称	児童育成手当 ひとり親家庭医療費助成	登録業務の名称	(仮称) 新宿区父子家庭手当
登録業務の目的	ひとり親家庭等への経済 支援と児童の健全育成	登録業務の目的	父子家庭等への経済支 援と児童の健全育成
登録業務に係る個人情 報の記録媒体	電子媒体	登録業務に係る個人情 報の記録媒体	電子媒体
目的外利用を行う理由	対象となる父子家庭等に適正かつ円滑な給付を行うため		
目的外利用を行う情報 項目	〔受給者情報〕 (父子家庭等の) 受給者氏名、カナ氏名、生年月日、配偶者の有無、障害の有無及び程度、 住民番号		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	文書(紙)		
目的外利用の時期・期間	平成21年11月16日から 以降継続		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	*****		

## 件名 (仮称) 新宿区父子家庭手当システムの開発について

保有課(担当課)	子ども家庭部 子どもサービス課
登録業務の名称	(仮称) 新宿区父子家庭手当
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 新宿区父子家庭手当受給対象者 (約125世帯)</li> <li>2 記録項目 別紙のとおり</li> <li>3 記録するコンピュータ 子どもサービス課内コンピュータ「児童福祉総合システム」</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	子どもサービス課で取り扱う手当業務は全てシステム化され、効率的に運用されている。今回、(仮称) 新宿区父子家庭手当システムを構築し、システムで管理することにより、迅速な事務処理が遂行でき事務量増加の抑制につながるとともに、審査業務もシステムで実施することで正確性が確保できるため
新規開発・追加・変更の内容	新規創設する「(仮称) 新宿区父子家庭手当」は、所得制限額、支給要件、手当月額、申請手続き等は「児童扶養手当」と原則として同様とするため、現在の「児童扶養手当システム」と同様のシステムを構築し修正を加えるものとする。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発過程では区民の情報に直接ふれさせない</li> <li>2 テストにはダミーデータを使う</li> <li>3 データセットアップには職員が立ち会う</li> </ol>
新規開発・追加・変更の時期	審議会承認後、平成21年12月中旬～システム開発 平成22年3月本稼動(予定)

(別紙)

**〔受給者情報関係〕**

氏名、カナ氏名、生年月日、性別、世帯番号及び住基番号、  
障害の有無、配偶者の有無、事由発生日、申請年月日、認定年月日

**〔受給者属性関係〕**

郵便番号、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先電話番号、外録番号、通称名、  
在留資格区分、在留期間、国籍、公的年金と遺族補償の受給状況

**〔口座情報関係〕**

金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義、  
口座変更履歴

**〔児童情報関係〕**

氏名、生年月日、性別、世帯番号及び住基番号、続柄、該当事由、事由発生日、  
受給者との同別居の区分

**〔所得関係〕**

(年度別) 所得額、控除後所得額、扶養人数、老人扶養人数、特定扶養人数

**〔支給状況関係〕**

支払履歴、支払金額、支払年月日